

は救済決定前に死亡し、肺がんは労災同様、なかなか認定されない状況が続いている。つまり、新法制定は運動の大きな成果ではあるが、一方で、なぜ被害が発生し、拡大したのか、その議論を封じる役割を担ったことは否めない。一年半経過した現在、国も多くの企業もほとんど情報を開示していない。

労働組合の役割は労働条件の向上であり、労働者の権利の拡大である。アスベストに関して言えば、既存アスベスト対策、健康診断の実施、企業内上積み補償となる。全造船機械労組は、20年前に、神奈川県浦賀ドックで働いた組合員が、アスベストじん肺裁判の提訴し、勝利和解を勝ち取った。クボタ・ショック以降寄せられる、造船退職者・遺族の相談に積極的に取り組み、大手各社が補償を制度化した。2006年10月には、住友重機械を相手取った損害賠償裁判で、造船業界初の勝利判決を勝ち取り、確定させた。

しかし、中小企業や大手企業においてすら、上積み補償ゼロ回答、あるいは交渉そのものを拒否する企業も少なくない。とりわけ正社員以上に劣悪な環境で働いていた下請け労働者は、全く救済されていない。アスベストユニオン結成翌日には、住友重機の下請け労働者の組合員らと共に、正社員と同様の補償を行うことなどを求める、団体交渉要求書を提出した。

健康診断についても、一部の大手企業では行われたが、その対

象者は極めて限られている。健康診断後のフォローアップも不十分だ。現実には下請け業者の多くは、労働者が石綿健康診断などを受けて被害が明らかになると、仕事をもらえなくなるとして、健康対策に極めて消極的である。

アスベストユニオンは、長年アスベスト問題に取り組んできた全造船の分会関係者や、アスベスト被災者を中心にして結成された。下請け差別を許さず、全ての労働者が安心して働ける職場を作り、補償を受けられる活動に取り組む。

アスベスト労災への取り組み

は、率直に言って、首都圏と関西に偏っている。アスベストユニオンの結成が、テレビなどで報道されたために、全国各地から相談が寄せられている。地方では、労災認定はもちろんのことだが、さらに会社と交渉するような受け皿が不足している。若い頃に首都圏などで働き、年老いて地方でアスベスト被害に苦しむ患者さんもたくさんいる。アスベストユニオンは、全国の心ある医療機関や地域の労働組合と連携しながら、運動を進めたいと考えている。

(アスベストユニオン  
書記長 川本浩之)



## 船員保険知らない会社 兵庫●元船員退職後22年目の認定

N汽船で働いていたTさんは、約35年間船に乗船し機関部の仕事を担い、1984年定年退職された。その後、1996年に体の調子を崩し、胸膜中皮腫と診断され治療を続けたが、1999年10月に亡くなった。

個人で手続をしようとしたものの、制度の複雑さや亡くなってから7年が経過していることから、ひょうご労働安全衛生センターに相談に来られ、一緒に認定にむけて取り組むこととなった。

Mさんの遺族は、一昨年のクボタショックでアスベストによる被害を知り、Mさんの死亡原因が悪性胸膜中皮腫であったことが

ら労災の手続を始めた。しかし、問い合わせを行った会社は、法律を正確に調べることなく、「5年を経過しているので時効」であり労災請求できないと回答していた。このため、遺族は、労災申請をいったんはあきらめた。

しかし、2006年に入りアスベスト新法での適用になるのではないかと労基署に相談したところ、船員保険加入者は労災保険ではなく「船員保険職務上給付」の対象になるということで、3月に兵庫社会保険事務局保険課船員保険係に相談をした。ここで、船員保険には時効はないことから、職務上の手続ができるという

ことを知らされた。

認定そのものには時効はないものの支給については会計法上の時効が適用され5年しか遡ることができない。したがって、遺族がはじめて船員保険に相談をした3月24日を受付日として取り扱うことが確認された。そして、2006年10月初めに船員保険職務上遺族年金の認定が行われた。退職後22年、死亡後7年目

の認定であった。

N汽船が法律を正しく理解していれば、2005年8月には手続が行われていたはずであり、あと7か月間分の職務上遺族年金の支給を受けることができた。会社だけのミスということではなく、的確な行政指導が行われていれば起こらなかったはずである。



(ひょうご労働安全衛生センター)

## 続く石綿被害労災認定

### 関西●撤去解体、配管補修、造船、鋼材卸

石綿による肺がん、中皮腫の労災請求、認定件数は、厚労省発表では2004年度から2005年度にかけて激増した。都道府県別では、肺がん39件、中皮腫90件、合計129と大阪府が最多で、クボタショックに続く一連の事態と中皮腫の認定基準が緩和されたことが主要な原因だろう。

関西労働者安全センターにも多数の石綿被害の相談があり、順次、労災請求、新法申請の支援を行ってきたが、このところこれらの認定の知らせが続いている。

Aさん(63歳男性)は、1988年から2004年まで、石綿工事会社明星工業の下請けで国鉄車両の石綿撤去、建物の石綿撤去、ガスタンク内の保温作業に従事した。それ以前には、石綿曝露業務には一切ついていたことがなかった。作業時の粉じん防護は

杜撰で、大量の石綿粉じんを吸引したとみられる。離職後、土工として働いていたが息切れ、痰せきがひどくなり、大阪・松浦診療所でじん肺健診を受けたところ、肺に不整形陰影が認められ、石綿肺、続発性気管支炎と診断された。管理区分申請し、昨年11月に「管理2」合併症要療養と決定され労災請求し、業務上疾病として認定された。

Tさん(58歳男性)は、1972年から2004年まで粉じん作業に従事し、そのうち、11年間、石綿撤去、解体、保温工事に従事した。何年かA氏とともに仕事をしている。痰せきが強くなり松浦診療所を受診したところ、胸膜プラークを伴う石綿肺、続発性気管支炎と診断されたため管理区分申請し、今年2月に「管理2」合併症要療養と決定された後、業務上

疾病として労災認定された。ふたりは同一職場の国鉄車両解体に伴う石綿撤去作業で著しい石綿曝露を受けている。

Mさん(61歳女性)は、夫を2003年に胸膜中皮腫で亡くした。昨年7月の相談時点ですでに死後2年を経過しており、遺族補償以外はすべて時効で請求権が消滅していた。1987年から死亡時点まで土木工事下請会社の代表者であったが、それ以前は労働者として、兄弟が代表者、社長の会社に勤務した。1962年頃から約10年間、尼崎市内の住友金属、神戸製鋼などの工場内設備工事会社の下請会社社員として、工場内設備工事に従事した。配管、空調設備には石綿が普通に使用されており、補修作業などで石綿曝露があったとみられる。夫人とともに本人の兄弟に面談した結果、そうした曝露歴が判明した。これ以降は土木工事会社のため、明かな石綿曝露は確認できなかった。尼崎労基署で認定された。

Nさん(78歳女性)は、夫を2001年に胸膜中皮腫で亡くした。昨年11月に相談に来られ職歴を確認したところ、1947年以降、釘やネジの製造会社に勤務しており、石綿曝露が確認できなかった。ただ、第2次大戦中に、家族を養うため神戸の川崎造船に働きに行ったことがあり、そのあと、志願して軍隊に入り、潮岬の通信隊に配属されていたことを夫が生前話していたのを記憶していた。川崎造船に勤めたときに住んだ下宿に結婚後連